

第IV章

Q & A

● 自治会関係

問1 自治会活動に対する市の交付金は、どのようになっていますか？

答：市は、自治会が行うさまざまな地域活動や、依頼事項に対する協力費として、各校区自治会・町自治会に自治連合会コミュニティ活動交付金を支払っています。交付金は、各自治会が自治連合会に報告した自治会加入世帯数などをもとに算定されます。

自治連合会コミュニティ活動交付金→45 ページ

問2 町自治会の集会所を建設したいのですが、市からの補助はありますか？

答：地域住民のための集会所の建設または取得に要する経費の補助を市から受けることができます。補助率は建設経費の3分の1以内で、450万円を限度としています。

地域集会所建設費補助金→59 ページ

問3 自治会所有の不動産を、自治会の名義で登記するためにはどうすればいいですか？

答：自治会等が市長の認可を受け認可地縁団体になると、法人格を得ることにより自治会の名義での登記が可能となります。

自治会の法人化（認可地縁団体）→36 ページ

問4 自治会が作成した書類は、何年間保存すればいいですか？

答：総会資料や回覧用の通知など、自治会が作成した書類の保存期間に関する決まりは特にありませんので、各自治会の状況に応じて決めてください。

ただし、豊橋市自治連合会コミュニティ活動交付金交付要綱には、自治連合会コミュニティ活動交付金に関する書類や帳簿は、事業終了後5年間保存しなければならないと定められています。よって、事業計画書や事業報告書、収支予算書・決算書、支払いに関する書類（領収書など）は、5年間適切に保存する必要があります。市の他の補助金についても、保存期間は5年間と定められているものが多くなっています。

(例) 会計年度が平成30年4月1日～平成31年3月31日の場合
→平成31年4月1日から5年間(平成36年3月31日まで)保存。

● 防犯・防災・交通安全関係

問5 街路灯が消えてしまっているのですが、どうすればいいですか？

答：市内を明るくしている街路灯は、国・県・市道に建っている道路照明灯と町自治会が管理している防犯灯などに分けられます。

道路照明灯は、支柱に連絡先シールが貼ってありますので、東部土木維持事務所へ管理番号（SあるいはH00-000）をお知らせいただければ対応します。管理番号が不明の場合は、所在地を詳しく教えてください。（〇〇町××番地先、△△さんの角など。）

本市管理以外のもので、国道及び県道の照明灯につきましては、道路維持課よりそれぞれの管理者に連絡します。

〔	土木維持事務所東部出張所	64-5656	〕
	道路維持課	51-2634	

また、地元商店街や発展会などで設置したものについては、それぞれの設置団体で対応をお願いします。

安全安心街路灯設置費補助金・維持費補助金→61 ページ

問6 町自治会内の交通が激しい場所に、横断歩道やガードレール、又は信号機、カーブミラーなどを設置してほしいのですが、どうすればいいですか？

答：横断歩道・信号機の設置

その場所が公道であれば横断歩道及び信号機等の交通規制施設は、所轄の警察署（交通課）へ要望してください。

〔	豊橋警察署	54-0110	〕

ガードレール・カーブミラーの設置

ガードレールやカーブミラー等の設置については、市（道路維持課）へ要望してください。

〔	道路維持課	51-2634	〕

問7 道路に穴ぼこがあります。どこに連絡すればいいですか？

答：道路維持課へ連絡してください。その際、穴のある場所を特定できるようにしてください。(〇〇町××番地の△△さんの前、〇〇交差点から××学校に向かって何メートル位等。)

なお、国道及び県道においては国土交通省中部地方整備局の名古屋国道事務所東三河維持出張所、及び愛知県東三河建設事務所で管理していますが、豊橋市役所道路維持課で担当部署に連絡します。

・市道

豊橋市役所道路維持課 : 51-2635

・国道1号、23号バイパス

国土交通省中部地方整備局

名古屋国道事務所東三河維持出張所 : 53-0321

・その他の国道及び主要地方道、県道

愛知県東三河建設事務所 維持管理課 : 52-1331

